

(介護予防)
認知症対応型共同生活介護
《利用者契約書》

グループホーム セルフ 3号館

株式会社大地

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
グループホーム セルフ 3号館《利用者契約書》

利用者 (以下「契約者」という) と 事業者 株式会社大地 (以下「事業者」という) は、認知症対応型共同生活介護サービス (以下「共同生活介護サービス」という。) の利用に関して、下記のとおり契約 (以下「本契約」という) を締結します。

[契約の目的]

- 第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、契約者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るように支援することを目的として、契約者に対し、第4条に定める(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者は、契約者の要介護状態区分及び契約者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、契約者に対し共同生活介護サービスを提供します。

[契約期間]

- 第2条 本契約の有効期限は、契約締結の日から、契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、上記の契約期間満了前に、契約者が要介護状態区分の変更の認定受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに契約者から更新拒絶の申し出がない場合には、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

[運営規定の概要]

- 第3条 事業者の運営規定の概要 (事業の目的、職員の体制、サービスの内容等)、従業者の勤務体制は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

[認知症対応型共同生活介護計画の作成]

- 第4条 事業者は、事業者に属する計画作成担当者に、契約者のための認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する義務を担当させます。
- 2 計画作成担当者は、契約者的心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成します。
- 3 事業者は、次のいずれかに該当する場合は、第1条に規定する共同生活介護サービスの目的に従い、介護計画の変更を行います。
- 一 契約者的心身の状況等の変化により、当該介護計画を変更する場合がある場合。
- 二 契約者が介護計画の変更を希望する場合
- 4 事業者は、介護計画を作成し又は変更した際には、これを契約者及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします

[共同生活介護サービスの内容及びその提供]

- 第5条 事業者は、介護計画に沿って、別紙重要事項説明書に記載した内容の共同生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者は、契約者に対し、前条により契約者のための介護計画が作成されるまでの間は、事業者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 事業者は、契約者の共同生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保持しなければなりません。
- 4 契約者及びその後見人（後見人がいない場合は、契約者の家族又は身元請負人）は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び実費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

[身体的拘束その他の行動制限]

- 第6条 事業者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の契約者の行動を制限しません。

[協力協議]

- 第7条 契約者は、事業者が契約者のために共同介護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

〔苦情対応〕

第8条 事業者は、苦情対応の責任及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した共同生活介護サービスについて、契約者、契約者の後見人、契約者の家族又は契約者の身元引受人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 事業者は、契約者、契約者の後見人、契約者の家族又は契約者の身元引受人が苦情申し立てを行ったことを理由として、契約者に対し不利益な取扱いをすることはできません。

〔緊急時の対応〕

第9条 事業者は、契約者に容体の急変が生じた場合その他の必要な場合は、速やかに主治医等連絡を取るなど必要な対応を講じます。

〔費用〕

第10条 事業者が提供する共同生活介護サービスの要介護状態の区分ごとの利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。

- 2 契約者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。
- 3 事業者は、共同生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合は特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、契約者の同意を得ます。
- 4 事業者は、共同生活介護サービスの要介護状態区分ごとの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1か月前までに契約者に対し文章により通知し、変更の申し出を行います。
- 5 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たに料金に基づく重要事項説明書を送付し、確認をします。

〔他の居宅サービスの利用〕

第11条 契約者のための認知症対応型共同生活介護サービスの提供に必要がある居宅サービスで、事業者により提供ができない場合に、契約者が他の指定居宅サービス事業者からサービスを受けるときの費用は、事業者が負担します。

〔秘密保持〕

第12条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た契約者、契約者の後見人、契約者の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。

- 2 事業者は、医療機関等必要な機関に対し、契約者、契約者の後見人、契約者の家族又は身元引受人の情報を必要な機関に提供する場合は、契約者、契約者の後見人、

契約者の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、同意を得ます。

〔契約者の解除権〕

第13条 契約者は、7日間以上の予告期間をもって、理由を問わずこの契約を解除することができます。

〔事業者の解除権〕

第14条 契約者は、契約者が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 一 契約者が正当な理由なく利用料その他の事業所に支払うべき費用を3か月以上滞納したとき。
- 二 契約者が当該共同生活住居を損傷する行為を反復したとき。
- 三 契約者が入院治療が必要となるなど、事業者自ら介護サービスを提供することが困難となったとき。
- 四 契約者が他の利用者の生活又は健康に重大な危険を及ぼし、または他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき。

〔契約の終了〕

第15条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 契約者が要介護認定において非該当又は要支援となったとき。
- 二 第2条1項及び第2項により、契約期間満了日の7日間までに契約者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 契約者が第13条により契約を解除したとき。
- 四 事業者が第14条により契約を解除したとき。
- 五 契約者が共同生活住居を離れて3か月を経過したとき、または3か月以上離れることを予定して他所へ移転したとき。
- 六 契約者が他の介護保険施設へ入所することとなったとき。
- 七 契約者が死亡したとき。

〔退去時の援助〕

第16条 契約者が当共同生活住居を退去するときは、事業者は退去後の契約者の生活環境及び介護の継続性に配慮し、契約者及び契約者の家族に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供、保険医療サービスまたは福祉サービス機関等と密接な連携に努めます。

〔清算〕

第17条 この契約が終了した場合に、サービスの未給付分について事業者がすでに受領している利用料があるとき、事業者は契約者に対し相当額を返還します。

〔事故発生時の対応及び損害賠償〕

第18条 契約者は、共同生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに契約者の家族または身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、契約者の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、事業者は速やかに契約者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき契約者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

〔利用者代理人〕

第19条 契約者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 契約者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

〔身元引受人〕

第20条 契約者は事業者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

- 2 身元引受人は次の責任を負います。
 - 一 契約者が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
 - 二 契約終了の場合、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - 三 契約者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。

〔合意管轄〕

第21条 この契約に起因する紛争に関する訴訟の必要が生じたときは、旭川地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

〔協議事項〕

第22条 この契約に定めがない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、契約者、事業者の協議により定めます。

この契約の成立を証するため、本証 2通を作成し、契約者、事業者、各署名押印して
1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

《利用者》 住 所

氏 名 印

電 話

《記名代理人》 住 所

氏 名 印

電 話

《身元引受人》 住 所

氏 名 印

電 話

《事業者》 所在地 苦前郡苦前町字古丹別 249 番地の 9

名 称 株式会社 大地

代表者 代表取締役 西村 達一郎 印

電 話 0164-65-3508

《事業所》 所在地 苦前郡苦前町字古丹別 249 番地の 9

名 称 認知症対応型グループホーム セルフ 3号館

管理者 杉野 幸恵 印

電 話 0164-65-3013